

警戒区域(福島第一原子力発電所20km圏域)設定範囲

問い合わせ先 原子力災害現地対策本部 広報班 電話024-521-7837

市町村	大字等	字	備考
南相馬市	原町区小沢		
	原町区堤谷		
	原町区江井		
	原町区下江井		
	原町区小木迫		
	原町区小浜のうち間	形沢を除く	
	原町区雲	袖原	
	原町区大甕	田堤	
		森合東	
		森合	
		観音前	
	原町区米々沢		
	原町区高	高田	
		山梨	
		町田	
		北ノ内	
		花木内	
		北川原	
		館ノ内	
		弥勒堂	
		薬師堂	
		御稻荷	
		鍛冶内	
中平			
原			
大久保前			
権現壇			
高林			
原町区鶴谷			
小高区全域			
浪江町	井手		
	請戸		
	牛渡		
	大堀		
	小野田		
	小丸		
	加倉		
	苧宿		
	川添		
	川房		
	北幾世橋		
	幾世橋		
	権現堂		
	酒井		
	酒田		
	末森		
	高瀬		
	田尻		
	立野		
	棚塩		
中浜			
西台			
屋曾根			
樋渡			
藤橋			
室原			
両竹			

	谷津田		
双葉町	全域		
大熊町	全域		
富岡町	全域		
榎葉町	全域のうち山田浜の一部、山田岡の一部、下小埜の一部、上小埜の一部及び大谷の一部を除く		
葛尾村	葛尾	村道柏原・阿掛線、主要地方道浪江・三春線、村道野行・岩角線より東側	
	落合	村道大放・岩角線、林道大放・石黒線より東側	
川内村	上川内	国道399号より東側	
	下川内	国道399号、下川内竜田停車場線より東側のうち、坂シ内(湯舟沢を除く)、館ノ下、根岸、砂田、原、平沢、北川原、熊ノ坪、小田代を除く	
田村市	都路町古道	小滝沢	石黒集落を除く
		横山	戸屋集落を除く
		鳥伏	
		下ノ久保	
		尾ノ川	
		下ノ原	
		前田	
		番坊	
		上野前	
		権七田	
		下ノ前	
		稲葉下	
		八小屋	
		仲ノ前	
		申酉	
		鍛冶屋前	
		場々	
		柳沢	
		川向	
		反田	
南作			
荻田			
	国有林	林道大放石黒線より東側(阿園平を除き、小滝沢を含む) 国道288号より南側に分岐した国道399号より東側	

## お知らせ

平成 23 年 4 月 21 日

福島県災害対策本部

東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項の規定に基づき、平成 23 年（2011 年）福島第一及び第二原子力発電所に係る原子力災害対策本部長から警戒区域の設定について指示があり、下記の通り、関係市町村長により、原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条第 1 項の規定に基づく警戒区域が設定されますので、お知らせします

### 記

#### 1. 関係市町村長

富岡町長、双葉町長、大熊町長、浪江町長、川内村長、楢葉町長、南相馬市長、田村市長、葛尾村長

#### 2. 設定年月日

平成 23 年 4 月 22 日午前 0 時

#### 3. 設定範囲

原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項の規定に基づき、原子力災害対策本部長が居住者等の避難のための立ち退きを関係地方公共団体へ指示している地域（福島第一原子力発電所から半径 20 km 圏内、海域も含む。）

#### 4. 警戒区域への立入禁止等

対象区域内の居住者等であって、緊急事態応急対策に従事する者以外の者は、市町村長が一時的な立入を認める場合を除き、警戒区域への立入を禁止され、又は当該区域からの退去を命ぜられる。

# 指 示

平成23年4月21日11時00分

福島県知事 殿  
富岡町長 殿  
双葉町長 殿  
大熊町長 殿  
浪江町長 殿  
川内村長 殿  
楡葉町長 殿  
南相馬市長 殿  
田村市長 殿  
葛尾村長 殿

平成23年（2011年）福島第一及び第二  
原子力発電所に係る原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣

東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

## 記

別添「警戒区域の設定について」（平成23年4月21日原子力災害対策本部）に基づき、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内を原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること。

各々の市町村域のうち、対象区域内の居住者等に対して、その旨周知されたい。

<参考>

○災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

※原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項による  
読替後

（市町村長の警戒区域設定権等）

第六十三条 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なったときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 （略）

第一百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 （略）

二 第六十三号第一項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による市町村長（第七十三条第一項の規定による市町村長の事務を代行する都道府県知事を含む。）の、第六十三条第二項の規定による警察官若しくは海上保安官の又は同条第三項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する第六十三条第一項の規定による原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者

別添

## 警戒区域の設定について

平成23年4月21日

原子力災害対策本部

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項により読み替えられる災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき、市町村長が警戒区域を設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入りを制限するに当たっては、以下の考え方によることとする。

### 1 警戒区域の設定の考え方

#### (1) 警戒区域

##### ①方針

- ・避難のための立退きを指示された区域内の現状として、同区域内に残留したり、立ち入ったりする居住者等が確認されている。これらの者の安全を確保することが困難であるほか、同区域外への影響も懸念されることから、新たに同区域を警戒区域として設定し、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止することとする。

##### ②設定の考え

- ・原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、原子力災害対策本部長から関係地方公共団体の長に対する指示により、当該関係地方公共団体の長が、同法第28条第2項で読み替えられる災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域を設定することとする。
- ・警戒区域は、立入りの制限として設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入りを制限することとし、一時立入りの許可基準は、原子力災害対策本部長が別に示すこととする。
- ・警戒区域の設定に当たっては、立入りができないよう物理的な

措置を原則として講ずることとする。

(2) 設定年月日

4月22日午前0時

(3) 設定範囲

原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、原子力災害対策本部長が居住者等の避難のための立退きを関係地方公共団体へ指示している地域（福島第一原子力発電所から半径20km圏内、海域も含む。）を設定範囲とする。

2 警察等との連携

警戒区域の設定は、道路における物理的な立入制限の措置に加え、警察等による検問により担保される必要がある。そのため、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示に際しては、警察等との綿密な調整を行うこととする。

(参考)

〈警戒区域の設定の法的効果〉

- ・警戒区域への立入制限に違反する場合には、10万円以下の罰金又は拘留（原子力災害対策特別措置法第28条第1項により読み替えられる災害対策基本法第116条）。